

令和4年度 中央区自治協議会提案事業

未来への種まきプロジェクト

~育てよう！ささえあいの気持ち~

募集要項

令和4年4月1日

中央区自治協議会

1. 内容

(1) 対象事業（要件）

グループ・団体等（法人・NPO 団体等含む）が行う事業で、下記の①から⑤のいずれにも該当するもの（個人での応募はご遠慮ください。）

- ① 令和4年5月1日（日）～令和5年1月31日（火）に、中央区内で開催するもので、「高齢者」「こども」に関わる地域課題の解決につながる事業
- ② 自治協議会と協働で実施できるもの。
- ③ 政治、宗教などに関する活動や、公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- ④ 他の補助金等を受けていないもの。
- ⑤ 非営利であること。（販売等の収益事業を主目的としたものは不可）

※新規・継続・事業拡大等問わない。

【プロジェクト例】

- ・オンラインでの講演会や相談の場づくり
 - ・終活きっかけ作りの支援・啓発
 - ・「子育てガイドブック」の作成（HP・SNS 等）
 - ・親子の居場所・遊び場づくり
 - ・高齢者の日常生活上の課題に関する取組み
- | |
|-------------------------|
| 家事（掃除、調理、布団干しなど）に関する支援 |
| 外出（買い物、通院など）に関する支援 |
| 交流（友人知人など）の場所、きっかけ作り など |

(2) 事業額

1 事業上限 10 万円

※委託料として支払

(3) 対象経費等

事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とします。

（例：会場使用料、文具等の消耗品、印刷製本費、講師謝礼等）

ただし次の経費を除きます。

- ① 事務所等を維持管理するための経費
- ② 食糧費（健康管理上必要なものなど、中央区自治協議会が認めるものは除く）
- ③ 実施団体の構成員に対する謝礼金やそれに準じるもの
- ④ 単価 3 万円（税込）を超える物品の購入費（事業実施において必要なものなど中央区自治協議会が認めるものは除く）
- ⑤ その他、事業に直接関係ないと中央区自治協議会が認める経費

【注意点】

- ・令和4年5月1日（日）以降に支払う経費が補助対象となります。
- ・講師謝礼の金額は新潟市の基準に準じることとします。
- ・講師等の旅費は実費とします。

- ・支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2. 応募方法

(1) 申請書類

- ① 事業提案書
- ② 応募団体 構成員名簿
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ④ 団体の実績を示す書類など【任意】



ホームページ

【その他】

- ・ ①～③の書類については、新潟市中央区ホームページに掲載しています。ダウンロード可。また、中央区地域課でも配布しています。
- ・ 以前に各種団体から補助金（助成金）を受け、実施したことのある団体等は、そのときの様子がわかる資料も提出してください。
- ・ 収支予算書は、報償費や使用料を支払う相手方や購入する消耗品の内容や数量、単価などについてもお書きください。未定の場合はその旨お書きください。
- ・ 申請書等の書き方で、不明な点があればお問い合わせください。

(2) 応募締切

事業準備開始の1か月前まで

（最終締め切り：令和4年12月2日（金） 午後4時 必着）

- ・ 下記まで郵送、メールまたは直接ご提出ください。
- ・ 事業は1月末までに完了させてください。
- ・ 予算の限り先着順で受付・審査します（募集は5団体程度の予定）

(3) 申込・応募先

〒 951-8553（郵送の場合は住所の記載は必要ありません。）

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階

中央区地域課 中央区自治協議会事務局「未来への種まきプロジェクト」係

FAX：025-223-3660

E-mail：chiiki.c@city.niigata.lg.jp

3. 審査

(1) 審査基準

採点項目	評価のポイント
方向性	地域課題を的確にとらえ、その解決につながる新たな発想を取り入れた事業となっているか。
実現性 期待性	組織体制、事業内容、スケジュール、予算等、実現可能な具体的な計画となっているか。
有効性	費用対効果が期待できるものとなっているか
独自性	事業内容に創意工夫があり、魅力的な付加価値があるか。 団体として新たなことに取り組む内容であるか。

(2) 審査方法

上記審査基準に基づき、一次審査（書類選考）、二次審査（プレゼンテーション）を実施します。

(3) 審査員

中央区自治協議会第2部会で審査します。

※応募団体に関する自治協議会委員は審査に参加しません。

4. スケジュール

提出からの目安	申請者	中央区自治協
	申請書類提出	
1週間後		一次審査（書類選考） 結果通知発送
2・3週間後	二次審査（プレゼンテーション）実施 （一次審査通過者のみ） ※事前に聞き取り調査を行う場合があります	
3週間後		二次審査結果通知発送
	事業実施（1月末まで）	

5. 注意事項

(1) 採択の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、採択を取り消します。

- ① 虚偽や、その他不正の手段により採択を受けたとき
- ② 決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) 採択事業にかかる経費の支出

中央区自治協議会の事務局である新潟市からの委託料の具体的な支払いは、採択された団体と協議の上決定します。

6. 事業完了後に関する事項

報告書の提出

事業終了後、20日以内に報告書の提出をお願いします。報告書の書式は、別途お送りいたします。

7. お問い合わせ先

新潟市 中央区自治協議会（事務局：中央区地域課）

TEL：025-223-7025

FAX：025-223-3660

E-mail：chiiki.c@city.niigata.lg.jp